

○地方独立行政法人佐世保市総合医療センター及び地方独立行政法人北松中央病院評価委員会
条例

平成21年12月18日条例第65号

改正

平成27年3月23日条例第16号

平成27年9月29日条例第39号

地方独立行政法人佐世保市総合医療センター及び地方独立行政法人北松中央病院評価委員会
条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第11条第3項の規定に基づき、地方独立行政法人佐世保市総合医療センター及び地方独立行政法人北松中央病院評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び委員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員10人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第3条 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 臨時委員は、学識経験のある者のうちから市長が任命する。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員（以下「委員等」という。）の過半数が出席し

なければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員等の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健福祉部において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成22年3月31日から施行する。

附 則 (平成27年3月23日条例第16号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年9月29日条例第39号)

この条例は、公布の日から施行する。